

千葉家庭裁判所委員会 議事概要

1 日 時 平成21年11月4日(水) 14:00～16:00

2 場 所 千葉家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 赤羽良明, 穴沢 勝, 安西好子, 飯野光明, 今井理基夫, 河村 博,
陶山嘉代, 寺尾 洋, 中野康男, 保坂 亨, 安田純代(五十音順,
敬称略)

(説明者) 今井理基夫委員(家事部部総括裁判官), 鈴木秀雄裁判官, 大畑好司
首席家庭裁判所調査官, 黒木由久家事首席書記官, 疋田秀雄少年首
席書記官, 佐藤重俊主任家庭裁判所調査官, 淡路剛正主任書記官

4 テーマ

成年後見制度

主な配付資料 「成年後見制度を利用される方のために」

「成年後見制度 - 詳しく知っていただくために - 」

成年後見関係事件統計

5 議事

(1) 千葉家庭裁判所長あいさつ

委員会開催に当たり, 寺尾 洋千葉家庭裁判所長からあいさつがされた。

(2) 交代委員の紹介

前回委員会から本委員会までの間に交代があった委員について, 國武尚志
総務課長から紹介された。

(3) 委員長代理の指名

千葉家庭裁判所裁判官今井理基夫を委員長代理とすることで全会一致した。

(4) テーマ「成年後見制度」について

ア テーマの協議に先立ち, 「成年後見制度の概要及び実情」について, 今井

理基夫委員（家事部総括裁判官）から次のとおり説明があった。

(ア) 成年後見制度の概要

成年後見制度の概要について説明

(イ) 家庭裁判所の成年後見関係事件処理の実情

家裁の家事事件の仕事は、大別して調停、審判、人事訴訟の3つである。成年後見は、非公開で行われる審判事件のうち甲類の一種である。全家裁の甲類審判事件に占める成年後見事件の割合は、平成20年は全国平均では20.2%、千葉家裁管内、千葉家裁本庁でもおおむね同様の傾向であるが、いずれにおいても平成19年より増加している。成年後見関係事件の新受件数の内訳を見ると、千葉家裁管内と全国とは同じような傾向であり、ただ千葉家裁本庁については、平成20年に後見監督処分が減っている。これは未済事件についても同様である。終局区分別に見てみると、約9割が認容されており、却下はほとんどない。成年後見事件の申立てから開始までの審理期間は平成21年1～7月の全国平均で54.3日、千葉家裁管内でもほぼ同様であるが、千葉家裁本庁ではこれより大幅に短い。鑑定を実施した事例の平均が大差ないが、鑑定を省略した事例の平均が千葉家裁本庁においては短くなっている。

(ウ) 千葉家庭裁判所の成年後見関係事件処理の改善と今後の課題

・ 申立ての簡易化

使い勝手の良い制度にするため、申立てしやすい工夫を行っている。書類を書くことが大変であきらめるといことがないよう書式を統一化、簡易化し、書類を揃えるのが大変なので、戸籍謄本、住民票などの添付書類をできる限り少なくする工夫をしている。

・ 審理期間の短縮

調査官、参与員による受理時面接を行い、判断能力について鑑定の可否を的確に振り分けている。鑑定するとなると適切な医師を探し、

鑑定費用をかけて鑑定書が出るまでに 1 か月を要することになる。本人調査の省略も行っている。

- ・ 適度な後見等監督と不正の防止

後見監督事件はどんどん増えていくので、必要なものを吟味するようになっている。必要な限度で監督を行うこととし、定期的な監督をしない場合を拡充している。

- ・ 多種多様，大量の成年後見人等候補者の確保の必要性の増大とそれへの対応

弁護士会，司法書士会，社会福祉士会等の推薦団体の活用，法人後見人の活用のほか，元銀行員である参与員の活用など

- ・ 広報活動

パンフレット等の配布・備付け，ホームページでも書式を揃え，手続案内を行っている。

イ 主な協議（ 委員長， 委員， 説明者）

監督処分事件の監督が年 1 回でも，毎年それだけ積み重なるはずだが，そこまで伸びていないのはなぜか。

監督は必要な事件に限定して行っており，すべての事件について定期的に行ってはいない。専門家である第三者後見人については，定期的な監督はしない。親族が後見人に選任されている場合には，被後見人本人の財産が一定の金額以上の場合に限定し，年 1 回とか 2 年に 1 回の割合で監督が行われている。監督処分は職権で立件する。

身寄りのない方で判断能力のない場合どうするのか。

新制度では，居住地の市町村長が申し立てできる。

後見人の報酬額の算出の基準はどうか。

本人の財産の額，後見人等と本人の関係，後見人が親族か第三者か，後見人の行った行為の内容などいろいろな事情を総合考慮して決めるの

で、一概には言えない。

後見人になれない人というのはあるか。前科があったらどうなるか。

民法 847 条に後見人の欠格事由の規定がある。未成年者，破産者，行方の知れない者などである。裁判所は本人，申立人，本人の親族等から情報を得て調査する。

被後見人が就けない職業はあるか。

弁護士は資格を失う。選挙権もなくなる。詳しいことは最高裁判所が作成した成年後見制度のパンフレットに記載されている。

全国平均より審理期間が短いことはいいことだと思うが，鑑定省略が多いこととは相関関係があるか。

審理期間の平均日数については資料にあったが実件数が載っていない。何らかの理由で省略されたのかと思った。

今日はその点について統計資料を用意していない。

意思能力があるかの精神鑑定については，限定して行っているので，実施する割合は全体からみると少なくなっている。その前提として，診断書について鑑定書に代えられるような様式で作成してもらうなど工夫している。

なぜ千葉がこんなにがんばれるのか。

診断書書式を詳しくし，診断書の付票というものを書いてもらって鑑定したのと同じ形に近づけたことが一つ挙げられる。千葉は病院の精神科は他の県より恵まれていると思っている。的確な診断書の作成，報告を求め，判断能力に問題がないと思われる事案について鑑定省略を行い，早期の開始決定につなげている。

市町村長が申し立てるときの申立費用や鑑定費用はどうなるのか。

郵便費用，鑑定費用，登記印紙等を被後見人本人の財産から負担させることができる。市町村長側が申し立て時に被後見人本人の財産からの

負担にするよう申し立てることができ、裁判官が、諸事情を考慮して相当かどうか決める。

介護保険と同時にスタートしたのに、10年経過しようとする中で、介護保険に比べ市民からすると周知度に違いがあるように感じるが、どうか。

現実には成年後見制度を利用しなければならない人は数十万人と言われている。全国で申立てがあるのが毎年約3万件であり、そうだとすると大きな乖離がある。その理由については、推測するに、日本の社会では判断能力を厳格に要求しない、欧米のように契約当事者に正常な判断能力を要求するという意識が薄いことが考えられる。他方、PR不足もある。

介護保険の問題は日常の介護の問題である。成年後見は財産管理であり、大きな財産があるときに銀行等から言われて初めて申立てをする人が多い。家族のお金と本人のお金とは違うという認識があまりないのが実情であろう。親のお金をあてに生活していた子など、親族が後見人になったときに、必ず、本人と家族のお金は違うということから説明が必要になる。とは言っても、金融機関の指導を受けて家裁に申立てに来る件数は増えていると思われる。

介護保険の等級と後見類型は、リンクするところがあるのか。

介護保険の等級とは直接にはリンクしない。

千葉家庭裁判所の行っている成年後見制度のPRについて紹介すると、パンフレットは年間6000～8000部を裁判所に来る方に配るために本庁、支部に備えおくほか、県内の全市区町村、弁護士会、司法書士会、行政書士会、税理士会、社会福祉士会、社会福祉協議会、法テラスなどに一定部数提供している。

課題は審理期間短縮である。申立書類でいろいろなものを要求してい

たのを減らしたことが効果があり千葉は極めてうまく行った。今後さらに問題となるのは、後見監督である。親子間では財産を一緒に考えがちであるが、被後見人本人の財産を後見人のために使うことが全国で起きている。防止のためには後見監督を適正に運用しなければならない。後見事件は集積する一方であり、後見状態が続く間は監督が必要である。全部について定期的に立件するとどんどん増えていく。メリハリをつけて必要ないものは定期的な監督をしない工夫をしなければならない。

増加要素がある中で、裁判所の人も費用もコスト増が予想されるが何か特別な措置はあるのか。

今までと同様に定期的な監督を行うと、累積的に増加する件数に対応できなくなるので、専門家を第三者後見人に選任してそういう方を信頼して監督を省略する事件とするとか、親族後見人でも流動財産の額で区分けをし、額が少ない場合には定期的な監督を行わない扱いにしている。監督を実施する数が統計的にも減ってきており、各庁で工夫できているものと推測している。

個々の努力は重要だが、裁判所の予算は総額約3200億円で国家予算に占める割合は0.36%と聞いており、余りに少ない。工夫の域を超えているのではないか。

心強い意見であるが、限られた予算の中でもっとも効率的にやれるよう裁判所でも努力したい。

鑑定に付すか付さないかの判断がうまく機能しているのか不安である。鑑定に回すべきものが鑑定に回っているのか。

鑑定に付す事件はどんなのものになるか。

類型化は難しい。高齢の方の認知症のケースなど、比較的判断能力の程度が把握しやすいものもあれば、外見上何ら問題がないような事案もあり、一概には言えない。

実際の事例でどのようなものが鑑定に回っているのか。鑑定の運用がグレーになっていることはないのか。

判断能力は、医師の鑑定が必ずしも裁判官の判断を拘束しない、法律的な概念であり、病名を付けられなくても法律上の判断能力は判断できる。この点は、刑事責任能力の判断と同様であると思う。

時間がなくテーマが大きいのので限られた議論となってしまったが、本日はこれで終了させていただき、機会があればまた改めてご意見を伺いたい。本日いただいた御意見、御提言を今後の成年後見事件運営の参考としていきたい。

ウ 次回のテーマについて

次回の家庭裁判所委員会の意見交換テーマについて御意見はあるか。

(委員全員意見なし)

意見がなければ、次回は「少年事件」に関する話題をテーマとしたい。

以 上